

平成25年洞爺湖町教育委員会第1回定例会会議録

日 時	平成25年1月24日(木) 13:00より
場 所	役場第1委員会室
出席委員	委員長 蓮井 勇 委員長職務代理者 福島 浩二 委員 増山 和世 委員 岩原 義美 教育長 綱嶋 勉
欠席委員	無し
説明員	管理課長 遠藤 秀男 学校給食センター所長 佐藤 正 社会教育課主幹 杉上 繁雄
会議録調整者	管理課学校教育グループ主査 尾崎 文郎
傍聴者	無し
日程第1 【開会宣言】	蓮井委員長 開会を宣言する。(13:00)
日程第2 【前回会議録の承認】	蓮井委員長 各教育委員の署名により、承認を確認。
日程第3 【教育長諸般の報告】	綱嶋教育長 12/18 第2回保育に係る検討委員会(役場) 12/19 社会教育委員会議(役場) 12/21 入江・高砂貝塚整備検討委員会会議(役場) 12/26 就学指導委員会(役場) " 道立洞爺少年自然の家(ネイパル洞爺)の廃止の方針について 住民説明会(洞爺総合センター) 1/8 学校教職員辞令交付式(役場) 1/13 成人式(役場) 1/15 管内教育長会議(むろらん広域センタービル) 1/16 第4回学校のあり方検討委員会(役場)

- 1 / 1 8 定例校長会議（役場）
- 1 / 1 9 洞爺湖セパタクローオープン大会（あぶた体育館）
- 1 / 2 3 定例教頭会議（役場）

蓮井委員長

ご質問等ございますか。

岩原委員

ネイパル洞爺の関係ですが、職員の住宅については譲渡できるということだったでしょうか。

綱嶋教育長

現在も借りておりますので、借りることには問題ないと思われませんが、今後、内部で検討されると思います。

蓮井委員長

就学指導委員会がございましたけれど、新年度の状況はいかがですか。

遠藤管理課長

例年と同程度の人数のお子様が障害を持っているという状況でした。

蓮井委員長

特別支援学級の扱いについては、最近では普通学級と一緒に学ぶという流れになっていると思いますが、そういった話はありませんか。

遠藤管理課長

インクルーシブ教育ということですが、それだけ教員への支援も必要となり、当町として先取りをして進めて行ければ良いのですが、単独では財政的にも人的にも非常に難しいと思っております。保護者の理解も必要ですので、今後、国の動きを見ながら進めていきたいなと思っております。

蓮井委員長

難しい問題ですが、大事な部分だと思えます。

それから、現状では、体罰やいじめの問題はないということですが、気を緩めることはできませんが、生徒指導が行き届いていると受け止めてよろしいのかなと思えます。

インフルエンザの状況についてはどうなっておりますか。

遠藤管理課長

虻田小学校ですが、3年生が学級閉鎖になり、その後、6年生も学級閉鎖になりました。

蓮井委員長

他、特に無ければ、諸般の報告について終わってよろしいでしょうか。

《特に意見無し》

日 程 第 4
【 報 告 事 項 】
・ 報 告 第 1 号

日程第4、報告事項に移ります。報告第1号についてお願いします。
杉上社会教育課主幹

報告第1号、洞爺湖町成人式について。平成25年洞爺湖町成人式について、次のとおり報告いたします。

教育委員さんにはご出席いただきありがとうございました。

《議案を読み上げ報告》

蓮井委員長

ご意見等がございましたらお願いします。

福島委員長職務代理者

特に問題も無く行われたと思います。

一部学校の担任の先生が出席されていなかったのも、せっかくの成人式なので、教育委員会から出席について働きかけをお願いしたいと思います。

蓮井委員長

先生側の思いもあると思いますので、成長した生徒の姿を見ていただき良かったと思います。

和やかな成人式で、大変良かったと思いました。

岩原委員

成人式の数日後、地域での集まりで成人式に出席された自治会長さんに、式の内容を話したところ、もう少し残っていたかと言われておりました。来賓が多くて遠慮されたのかもしれませんが、残ってもらうような事を考えても良いのかなと思いましたので、今後、内部で検討していただければと思います。

それから、最後、数名の成人がテーブルの後片付けをしている姿を見て、感銘を受けました。

蓮井委員長

保護者の方も例年より多かったと思いますので、(保護者や来賓に)残っていただき、成人たちが和やかに楽しんでいる姿を見ていただくことがあっても良いのかなとも思います。

他、ございませんか。

《特に無し》

・報告第 2号

続きまして、報告第2号に移ります。

遠藤管理課長

報告第2号、平成25年度当初予算要望概要について。

別紙で概要がございますので、これで説明させていただきます。

予算編成作業が例年より若干早まりまして、本日内示予定ということですので、この概要は要望させていただいた内容で、実際にはこれと違った内容になるということをご理解をいただきたいと思います。

《別紙要望概要により説明》

保育時間について、平成23年度から7時30分から18時30分までとしておりますが、早朝・夕方の時間帯や土曜午後の保育も本格実施しており、それも含めて利用数が増えておりますので、パートの保育士を増やすという

ことで、全体で3名の増を要望しております。それから各保育所に支援が必要なお子さんがいらっしゃいます。昨年は本町保育所と入江保育所に支援のパートを入れていただいたのですが、平成25年度要望としては、桜ヶ丘保育所にも入れたいということで、その分のパートの増ということで、全体で10,000千円位の増となっております。

学校教育では、特別支援教育支援員について、虻中を1名増の6名で要望しております。特別支援学級介護員は虻小1名減の5名で進めたいと思っております。特別支援学級に措置予定の児童及び現在の児童の状況について学校と協議し、1名減で進めて行くということで要望しております。

社会科副読本改訂事業は、合併後作成しましたが、内容も古くなりましたので、見直しを実施するものです。

いじめ対策事業として、文科省や道教委からの指導について、しっかり実施するよう通知はしておりますが、町としてQ-Uアンケートを実施したいと考えております。これは、楽しい学校生活を送るためのアンケートということで、標準化されて全国的に活用されております。学級満足度と学校生活意欲についての内容で、これを通していじめや不登校などが見えてくるというアンケートでございます。ただし、アンケートすれば良いということではなく、これをいかに学校として活用して行くかということが大切になると思います。これらの費用として、200千円となっておりますが、高校も含めて220千円の要望をしております。

フッ化物洗口事業については、新たに中学校も実施したいということで要望しております。

学校図書室新聞購入事業として、平成24年度から交付税措置されており、図書室に設置するよう通知が来ておりました。平成24年度は要望しませんでした。25年度は要望させていただきました。

図書購入についても、文科省の整備基準では、虻田小学校のみ基準をクリアしておりますが、内容は古い図書もありますので、小学校及び中学校の図書購入費の増額を要望をしているものです。

就学援助事業ですが、支給費目が増えたということと、受給者の増により増額の要望となっております。

学校受電設備更新ですが、電気設備の点検で指摘があった事項で、受電設備が老朽化し事故があった場合、学校だけでなく、周辺地域も停電してしまうということがありますので、更新を行うものです。

学校施設の耐震化事業は、洞爺湖温泉中学校校舎の実施設計と、とうや小学校の耐震化工事ですが、当初平成25年度の予算に要望しましたが、平成24年度補正予算(3月)に振り替えるかたちで調整しております。

修繕関係については、各学校からの要望はもっとありますが、私どもで選択して要望しております。例年予算額からすると厳しい状況だと思っております。

学校管理備品として、温小・温中の除雪機、虻小の芝刈機を要望しております。それから、虻中の柔道畳について、現在20畳ありますが、さらに3

0 置要望しております。

教職員住宅について、洞爺地区の老朽化した住宅 2 棟 3 戸の解体を要望しております。

洞爺高校嘱託公務補について、現在の洞爺高校の公務補が定年退職となりますので、嘱託職員で対応していきたいと考えております。

寄宿舍管理事業ということで、使用していない第 2 寮の解体工事を要望しております。

学校関係は以上でございます。

杉上社会教育課主幹

ネパール洞爺の跡地活用に関する住民懇談会について、平成 25 年 6 月位を目処に意見を取りまとめたということで、委員会 3 回分の委員報賞費を要望しております。

フレンドリーツアーについて、昨年度より増額しておりますが、とうや小学校参加対象児童数の増に伴うものです。

母と子の館の体育館の耐震診断と工事実施設計についての費用を要望しております。平成 25 年度で耐震診断と実施設計を実施し、平成 26 年度に耐震化工事を行う予定でございます。

社会教育施設の維持管理です。入江・高砂貝塚の草刈業務ですが、雇用対策事業で実施しておりますが、来年度からその事業が無くなるということで、草刈業務についての費用を要望しております。それから各施設の修繕と備品購入についての要望です。

文化財保存について、役場横にあります白井坂碑の整備を要望しております。

高砂貝塚保存整備として、整備基本設計業務費用を要望しております。基本設計後、平成 26 年度以降に実施設計、工事ということで 5・6 年をかけて整備を行う予定です。

体育奨励費ということで、昨年、スポーツ推進委員さんの改選があり、半数程度若い委員さんに改選されました。熱意を持って取り組んでいただいておりますが、人に教える技術が難しいことがありますので、全員ではありませんが、平成 25 年度から継続的に研修を受けられ、地域のスポーツ振興に資するよう、研修等に係る経費を要望しております。

体育施設の管理費として、町民プールの設備修繕、体育館の備品、テニスコートの防風ネット（2 年計画）の購入経費を計上しております。

佐藤給食センター所長

給食施設備品として、食器と移動台の更新と、洞爺給食センターの設備について、部品交換時期となる設備（真空冷却機他）がありますので、その交換と虻田給食センターの設備（蒸気回転釜ウオーム受）の修繕の要望でございます。

蓮井委員長

ご質問等ございますか。

福島委員長職務代理者

保育士の応募が1名ということでしたが、何が原因だと思われますか。

綱嶋教育長

今回については、募集時期の問題と、全てではありませんが、付帯条件の問題があったと思われます。また、保育士の担い手の減少と有資格者であっても、保育士として就職しない等、様々な問題が絡んでくると思われます。

現在、検討委員会において協議しておりますが、社会情勢や国の保育に関する動向を見極めながら、町の保育についての方針を検討していかなければなりません。

福島委員長職務代理者

学習支援員について、ただ学校の要望により配置するのではなく、町教育としての方針を持って配置すべきと感じますがいかがでしょうか。

綱嶋教育長

配置されている学校の校長先生は、こういった措置をされている意味というのは充分伝わっていると思いますが、校長先生や教頭先生だけでなく、学校全体として認識していただくことが1番の課題だと思います。

蓮井委員長

学力向上支援員を配置されていることについて、その効果についての総括が行われているのか。そのところが、今、教育長さんがおっしゃられていた部分があるだろうと思います。

継続して配置されることは大事ですので、今までの効果についての検証、今後の活用方法や改善点を出してもらうような、厳しさがあっても良いのではないかと考えております。

福島委員長職務代理者

折角の町費を使っておりますので、すぐに結果は出ないと思いますが、継続することが大切なので、厳しく対応していただきたいと思います。

いじめ対応について、前回の学校訪問では、各学校いじめという言葉を使うことに消極的だった印象があります。新たに要望している事業がありますので、しっかり向き合って前に進んで行っていただきたいと思います。

蓮井委員長

Q - Uアンケートについて、道教委から指導助言等があったのですか。

遠藤管理課長

いえ、道教委から指導助言があった訳ではありません。

東京都の学校で、このアンケートを有効に活用しているというニュースを見まして、調べましたところ、本州の方ではかなり活用されている状況でした。

それから、虻田高校では実際に行っているということでした。

15分のアンケートですが、クラス全体や一人一人状況が分かるという内容のものです。

蓮井委員長

このアンケートを実施したことによって、いじめの対応に安心することなく、このアンケートを上手く活用し、日常での生徒指導についても、良く生徒を見ていくよう、校長会等で強く要望していただきたいと思います。

遠藤管理課長

今までも、いじめに関するアンケートは各学校でも行っていますし、道教委からの指導により年2回実施し追跡調査もしておりますが、それだけではアンケートに頼ってしまいます。そうではなく、普段、いかに先生方が生徒たちの状況を見て行くことが重要ですが、その手助けになるものであると考えております。これを基にして道教委が作成した無料のものがありますが、それは、独自で分析しなければならず、大変な作業になり、そこまでの時間は取れないだろうということで、1冊300円なのですが、先ずは年1回実施し状況を確認したいと考えております。一般的に小さい学校ですと学級満足度などの部分はなかなか掴みづらいのですが、1人1人の状況を見る上では参考になると考えております。また、道教委でどさんこ子ども会議というものを実施しているのですが、これは、平成25年度から、各学校・各学級で、名称は別にしましても、何等かの取組みを必ず実施しなさいということで、それを受けて、町教委としましても、いじめ対策の計画を持って何かを実施しなさいということですので、来年度、子どももどういったかたちになるかこれからの検討になりますが、学級・学校その後は町全体として、何等かの対策を講じていきたいと考えております。

蓮井委員長

こういった会議を持つことは悪くはありませんが、それだけで安心することの無いように学校現場に強く言っていただきたいと思います。

社会科の副読本について、間違いが多かったので、専門的な方に話しを聞いて、学ぶことが楽しくなるような改訂をしていただきたいと思います。

教育用パソコンの利用状況の検証や総括が必要だと思われます。

柔道用畳はこれで各学校整備が終わりますか。

遠藤管理課長

はい。当初、虻田中学校は足りるということでしたが、実際授業を行いますと、20畳では畳の外待っていないと生徒が出てきましたので、30畳を新たに購入し対応したいと考えております。

蓮井委員長

給食センターの食器については、材質に問題があるような心配はありませんか。

佐藤給食センター所長

どこの給食センターでも使用しているもので、心配はありません。

蓮井委員長

硬質プラスチックですか。

佐藤給食センター所長

硬質ポリカネートという素材です。

日程第 5
【 議 決 事 項 】
・ 議案第 1 号

福島委員長職務代理者

施設の状況はどうか。

佐藤給食センター所長

施設は老朽化しており、配管系統にトラブルが起こることがありまして、その都度直してはおります。

福島委員長職務代理者

衛生面を考えると、このまま施設を継続するのであれば、大きく修繕することも検討しなければならないと考えます。

それから、洞爺地区の公民館については、今後どのような考えですか。

綱嶋教育長

相当老朽化して危険でもありますので、できれば取壊しをしたいと考えておりますが、中にある郷土資料の展示場所の問題があります。現在、洞爺高校の跡地利用についての検討と合わせて検討していただいております。

蓮井委員長

色々ご意見、質問等がございましたけれど、全体としてよろしいでしょうか。

教育に関しては、費用対効果に馴染まない部分もありますが、町の財政状況も踏まえて、各学校には効果を上げていただくということを、強く要望していただきたいと思うところでございます。

それでは、平成 25 年度の予算要望について終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《特に意見無し》

それでは次に進みます。

日程第 5 の議案第 1 号についてお願いします。

遠藤管理課長

議案第 1 号、洞爺湖町教育委員会職員の自家用車の公用使用に関する要綱の制定について。洞爺湖町教育委員会職員の自家用車の公用使用に関する要綱を次のように定めるものです。

第 1 条は趣旨として、この要綱は、洞爺湖町教育委員会職員が公務のために職員が所有する自家用車を使用するときの取扱いに関し必要な事項を定めるものです。

現在、本庁外の施設で保育所、学校には公用車が配置されておりません。保育士や学校公務補につきましては、業務上で出かけるときには自分の車を使わざるを得ないという状況があります。特に保育所の所長は、数年前から兼務となり、保育所間を結構移動しなければならない状況もございます。そういうことから、現状としては公用車を配置できないということがございますので、実際、自分の車を使う時に、町として一定の保証をしましょうという趣旨でございます。

第2条として定義がございます。この要綱においての自動車とは、とありまして、これは一般的な自動車・原動機付自転車で、実際に職員が所有又は使用するもので、かつ、通常通勤等で使用しているものを対象としますというものでございます。

第3条は対象となる職員でございます。本庁を除く施設で、公用車を配置されていない施設で、そこに勤務する職員ということで、具体的には保育所や学校が対象となるということでございます。給食センターは公用車が配置されております。社会教育は体育館や母と子の館がありますが、業務として町内を移動することがありませんので、想定はしておりません。あれば、該当してきます。

第4条の公用使用の基準でございますけれども、自家用車を公用使用することができるのは、次の各号のいずれかに掲げる場合であって公用車を使用できず、他の代替措置がとれない場合において、職員からの申出に基づき教育長が承認した場合に限る。とありまして、(1)から(5)まで規定しております。

(1)災害の発生その他緊急を要する場合と定めております。(2)一般の交通機関を利用することが困難と認められる場合、(3)巡回業務又は用務先が多く、一般の交通機関を利用しては公務の遂行が著しく遅滞し、又は困難となる場合、(4)公務に必要な書類若しくは物品が多い場合、(5)その他教育長が特に必要であると認めた場合と考えております。

2項としまして、前項の規定により公用使用を承認する場合において、教育長は、やむを得ないと認められる場合に限り、同一用務のため同一目的地に旅行をする職員の同乗を承認することができるということで、本来同乗は認められないのですが、やむを得ない場合に限り認めるというものでございます。

第5条は自家用車の公用使用の制限ということで、次のいずれかに掲げる場合には、自家用車の公用使用を認めないということで、(1)から(7)まで規定しております。

(1)当該職員の運転経験が1年に満たない場合若しくは運転技術に習熟していないと認められる場合、(2)過去1年間において、交通事故を起こし、又は自動車運転免許の停止処分を受けた場合、(3)当該職員の健康状態が、運転に適さないと認められる場合、(4)当該自家用車の点検、整備の状態が不十分の場合、(5)当該自家用車について、自動車損害賠償保障法による責任保険及び任意保険として、対人賠償無制限、対物賠償3,000万円以上の契約が締結されていない場合。ただし、同乗させる場合には、更に、1,000万円以上の搭乗者傷害保険の契約が締結されていない場合、(6)交通事故が発生した場合には、責任保険及び任意保険の保険金を損害賠償に充てることについて、承諾していない場合、(7)気象条件、道路条件が悪い場合は自家用車の運転できませんというものです。

第6条は公用使用承認等の手続ということで、自家用車を公用使用しよう

とする職員は、あらかじめ公用に使用する自家用車を一般的には年度当初に、保険契約証の写しを添えて登録をしていただきます。

2項として、職員は、前項の届出事項に変更が生じた場合、又は新たに届出をする場合は、遅滞することなく教育長に届け出なければならない。

3項は、教育長は、前2項の届出がなされたときは、第2条及び第4条に規定する要件を満たしている場合に限り、これを受理できるものとする。

4項は、教育長は、届出を受理したときは、公用に使用する自家用車登録簿により登録して保管するとともに、公用に使用する自家用車登録書をその職員に交付します。

5項は、職員は、登録済の自家用車を公用使用しようとするときは、その都度、自家用車公用使用申出・承認簿（外勤命令簿）により、原則として使用する日の3日前までに施設の長の同意を得て、教育長に申出、承認を受けなければならないものです。

第7条は運転者の義務でございます。職員は、自家用車を公用使用するに当たり、次の各号に掲げる事項を守り、安全の確保に努めなければならない。

(1) 道路交通法等の法令の遵守、(2) 心身の状態がすぐれないときは運転を避けること、(3) 自家用車の整備が不十分ときは運転をしないというものです。

第8条は運行区域でございます。職員が公用使用のために自家用車を運行できる区域は、町の行政区域内とする。ただし、教育長が特に必要であると認めた場合は、この限りでないというものです。実際には買い物で町内には売っていないものがありまして、伊達市まで行かざるを得ない場合があります。その部分については、できるだけ町内で調達してもらうということと、どうしても伊達まで行かなければならない場合は、私どもと事前に協議していただいて、公用車を用意します。例えば温泉の学校から真直ぐ伊達に行くのではなく、ここ（本庁）まで来ていただき、ここから公用車で行くというかたちを取ってもらいます。そのようなイメージで、運行区域は町の行政区域内と押さえております。

第9条は旅費の支給等でございます。職員の自家用車を公用使用した場合には、洞爺湖町職員の旅費に関する条例第16条の規定により車賃を支給するというものでございます。1km当たり37円という規定がございます。それを使いまして、実際の運行経路に合わせて支給していきたいと考えております。

第10条として、交通事故等の場合の処理でございまして、公用使用中の自家用車の運行によって他人に損害を与えた場合における損害賠償は、責任保険及び任意保険によっててん補できる損害の部分を除き町が賠償するというので、先ほど、対人無制限、対物3,000万円の保険に入ることが条件とお話ししました。事故があった場合は、その個人の保険を優先的に使わせていただきます。それで不足する場合は町がその上乗せをしますということです。

2項としまして、前項の場合において、当該職員に故意又は重大な過失があったときは、町は当該職員に対して求償することができる。

3項として、公用使用により自家用車に損害が生じた場合は、町がその損害額（相手方がある場合で、かつ、相手方がその損害を賠償するときは、当該賠償額を控除した額）を賠償するものとする。ただし、当該職員に故意又は重大な過失（相手方がない場合を含む）があったときは、この限りでないとうことで、単独事故は含みませんという内容です。

4項としまして、公用使用する自家用車の運行により当該職員に損害が生じた場合における加害者に対する損害賠償の請求等については、公務災害補償を除き、当該事故の当事者間で処理するものとするということで、公務災害の場合は町が処理を進めるということです。

第11条は事故の報告で、職員は、自家用車を公用使用中に交通事故が発生したときは、速やかに施設の長を通して教育長に報告しなければならない。

2項として、施設の長は、直ちに実情を調査し、適切な処置を講じた後、町が損害の賠償を必要とする場合又はそのおそれがある場合は、交通事故報告書により遅滞することなく教育長に届け出なければならない。

第12条は承認を受けない自家用車の公用使用ということで、教育長の承認を受けないで公用使用した場合については、町は一切責任を持ちません。ただし、町がその損害を賠償した場合、その他当該運行により町に損害が生じた場合は、当該運行について責任を有する職員に対し、その賠償額又は損害額を求償し、又は請求するものとする。

2項として、前項の運行により職員に損害が生じた場合は、当該事故の当事者間で処理するものとする。

第13条は委任で、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に教育長が定める。

附則でございますが、この要綱は、平成25年2月1日から施行したいと考えております。

様式につきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。

以上でございます。

蓮井委員長

高校には公用車が配置されておりますね。

遠藤管理課長

1台配置されております。

先生方については、既に規程がありまして、それを基に、町教委職員向けに作成したものです。町職員として規程を制定できれば良いのですが、他の自治体を調べても、教育委員会職員限定というのはほとんどありません。町長部局に相談しましたが、町長部局としては、公用車を配置していない施設はないということで、こういった要綱は必要ないということでしたので、町長部局を除いて、教育委員会部局だけの要綱を作成したものです。先生方は町内限定ではなく、出張でも自分の車を使いますので、その時は教育委員会

日 程 第 6
【 そ の 他 】

に申請してもらい、それが承認されてから行ってもらっております。かたちは同じですが、これは町内限定となっております。

蓮井委員長

車社会であり、業務に使用せざるを得ないところがあると思いますが、これにより、慎重に車を運転するということで、業務を進めていただければと思います。

他に質問等ございますか。

岩原委員

解釈の仕方ですが、これは申請した車の持ち主が運転するというのが前提ですね。

遠藤管理課長

そのとおりです。

蓮井委員長

他、ご質問等なければ、このとおりでよろしいでしょうか。

《異議無し》

それでは、提案どおり承認と確認いたします。

その他ございますか。

遠藤管理課長

卒業式の出席につきまして、全体としては2月に入ってから調整が良いと思いますが、高校は日程が早いものですから、その調整お願いしたいと思います。

昨年度、洞爺高校は町長と蓮井委員長、虻田高校は副町長と綱嶋教育長が出席されております。

蓮井委員長

いかがいたしますか。

遠藤管理課長

それでは、委員長と教育長で相談して決めてよろしいでしょうか。

蓮井委員長

はい、分かりました。それで結構です。

遠藤管理課長

小中学校の卒業式の日程について、お知らせいたします。

3小学校とも3月16日で、虻小・温小は9時30分。とう小は10時00分からです。3月10日は洞中で9時30分からです。3月12日は虻中と温中で、虻中が9時30分、温中が10時00分からです。

蓮井委員長

予定されていた議事については全て終了しました。先ほどから話しがありましたが、いじめの問題や体罰、学力の向上についての改善点の総括など各学校で行っていると思いますが、それらについても、校長会等で改めて要望していただきたいと思います。また、登別で登校中に交通事故がありました

<p>日程第7 【閉会】</p>	<p>が、これから暖かくなって来ると、子供たちの外での活動も増えて来ると 思いますので、交通安全等の徹底について、各学校に指示をお願いしたいと思 います。</p> <p> 次回の教育委員会におきまして、卒業式の出席者の割り振りを行いたいと思 いますので、よろしく願いいたします。</p> <p> 以上で、第1回定例会を終わります。 (15:04)</p>
----------------------	---